



2016



案

市民まちづくり局
都市計画部

目次

第1章 目的と位置付け

- 1-1 計画策定の目的
- 1-2 位置付け
- 1-3 計画の前提
 - (1) 景観のとらえ方
 - (2) 計画期間
 - (3) 対象区域
 - (4) 都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念等
- 1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題
 - (1) 景観施策の経緯と現状
 - (2) これからの景観施策の主要課題
- 1-5 計画の構成

第2章 札幌の景観特性

- 2-1 自然
 - (1) 位置と気候
 - (2) 地形
 - (3) 植生等
 - (4) 公園緑地等
 - (5) 水辺・河川
- 2-2 都市
 - (1) これまでの都市づくりと街並みの特徴
 - (2) 道路等
- 2-3 人（暮らし）
 - (1) 札幌の歴史と人の気質
 - (2) 文化・ライフスタイル
 - (3) 都市機能・産業

第3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢

- 3-1 理念
- 3-2 目標
- 3-3 基本姿勢

第4章 良好な景観の形成に関する方針

4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針

- (1) 自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針
- (2) 都市～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針
- (3) 人(暮らし)～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針

4-2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針

- (1) 景観計画重点区域における景観形成の方針
- (2) (仮称)景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針

第5章 良好な景観の形成に向けた取組

5-1 届出・協議制度による景観誘導

- (1) 現状と課題
- (2) 取組の基本的考え方
- (3) 主な取組
- (4) 取組を支える制度と運用の考え方

5-2 景観資源の保全・活用

- (1) 現状と課題
- (2) 取組の基本的考え方
- (3) 主な取組
- (4) 取組を支える制度と運用の考え方

5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進

- (1) 現状と課題
- (2) 取組の基本的考え方
- (3) 主な取組
- (4) 取組を支える制度と運用の考え方

5-4 景観形成に関する普及啓発

- (1) 現状と課題
- (2) 取組の基本的考え方
- (3) 主な取組

第6章 計画の推進にあたって

6-1 計画の推進体制

6-2 計画の進行管理

- (1) PDCAによる進行管理
- (2) 活動指標及び成果指標による進行管理

別表

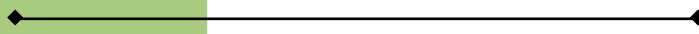
別表1 景観計画区域における届出対象行為と景観形成基準等

別表2 景観計画重点区域における届出対象行為と景観形成基準等

別表3 色彩景観基準

第1章

目的と位置付け



第1章 目的と位置付け

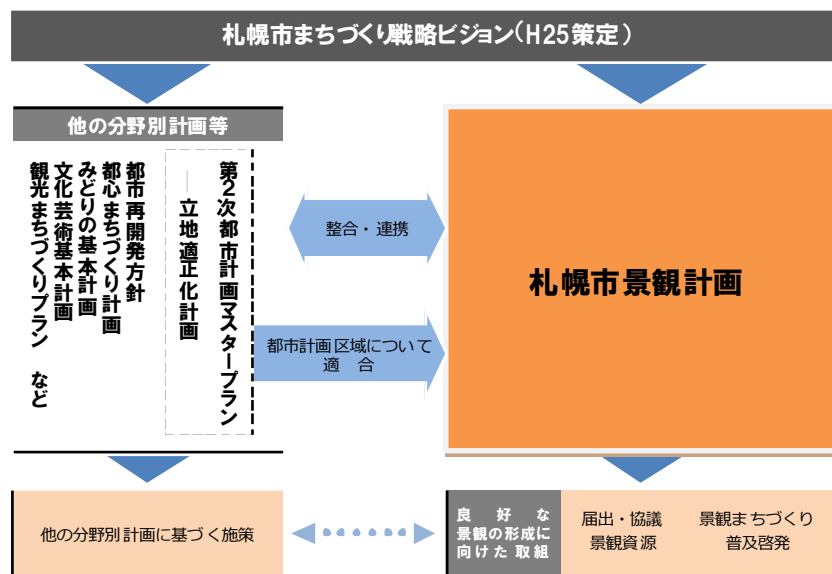
1-1 計画策定の目的

札幌をより魅力的にしていく上で、良好な景観を形成することは重要な課題の一つです。良好な景観が形成されることで、市民の街への愛着や誇りが醸成されるとともに、地域イメージの向上等による観光客の増加や民間投資の誘発など、経済的にも良い影響をもたらすと考えられます。

「札幌市景観計画（以下「この計画」という。）」は、札幌の景観形成の総合的な指針として、理念や目標、方針等を明らかにするとともに、その実現に向けた取組等を定めるものです。今後、この計画を市民・事業者・行政等が共有し、相互に連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進することを目的とします。

1-2 位置付け

この計画は、平成9年(1997年)策定の札幌市都市景観基本計画と、平成20年(2008年)策定の札幌市景観計画を統合し、新たに「札幌市景観計画」として策定するものです。



【根拠法】

- ・景観法第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画」として定め
ます。

【上位計画等との関係】

札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。

また、この計画のうち都市計画区域についての内容は、第2次札幌市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）に適合するものとして定めます。

1-3 計画の前提

(1) 景観のとらえ方

「景観」とは、一般的に景色や眺めなどを意味する言葉です。この景観を構成する要素には、まず、山並みや緑地、河川等の「自然」的要素と、建物や道路、橋りょう等の「都市」的要素があります。また、気候風土等に根差した生活・文化が街並みの特徴として表れたり、多くの人が集うイベントや人の往来が街の雰囲気醸し出すなど、「人（暮らし）」も景観を構成する重要な要素であるといえます。

また、景観は、対象物との距離、季節や時間、景観をとらえる主体（見る人）など、以下のような要因で見え方に変化が生じます。景観形成に向けた取組を推進するためには、こうしたとらえ方を踏まえることも重要です。

<空間的要因>

景観は、近景・中景・遠景など、距離による見え方によって分類できます。近景は建物の外壁の素材や樹木の葉の様子などが認識でき、中景は街並みを構成する建物や樹木などの色や形などが認識できます。遠景は山並みや空などを背景とした眺めや、山や展望台など高いところからの眺めであり、明暗によって形態を認識できます。

また、視線の方向や視点の移動の有無により、^{まようかん}仰瞰景観・^{ひかん}俯瞰景観^{※1}やシーン景観・シークエンス景観^{※2}といった分類もできます。

<時間的要因>

四季の変化が鮮明な札幌では、季節によって鮮やかに色彩が変化します。夏は緑、冬は白という2つの色が背景色となりますが、早春や晩秋など色彩の乏しい時期もあります。

また、朝や日中、夜間など、時間帯によっても見え方は異なります。

<心理的要因>

見る人の好みや価値観等により、景観の感じ方はそれぞれ異なります。また、知識や経験、社会経済情勢の変化などによっても、好みや価値観等が変化していくことがあります。

※● **仰瞰景観・俯瞰景観** タワーや山を下から見上げる景観を「仰瞰景観」といい、また、その逆にタワー上部や山頂から見下ろす景観を「俯瞰景観」といいます。

※● **シーン景観・シークエンス景観** 「シーン景観」は、ある場所において一方向を見たときの景観をいい、風景写真や絵画のようなものです。これに対し「シークエンス景観」は車窓から見える風景が連続して変化していくように、視点の移動によって変化する景観を言います。

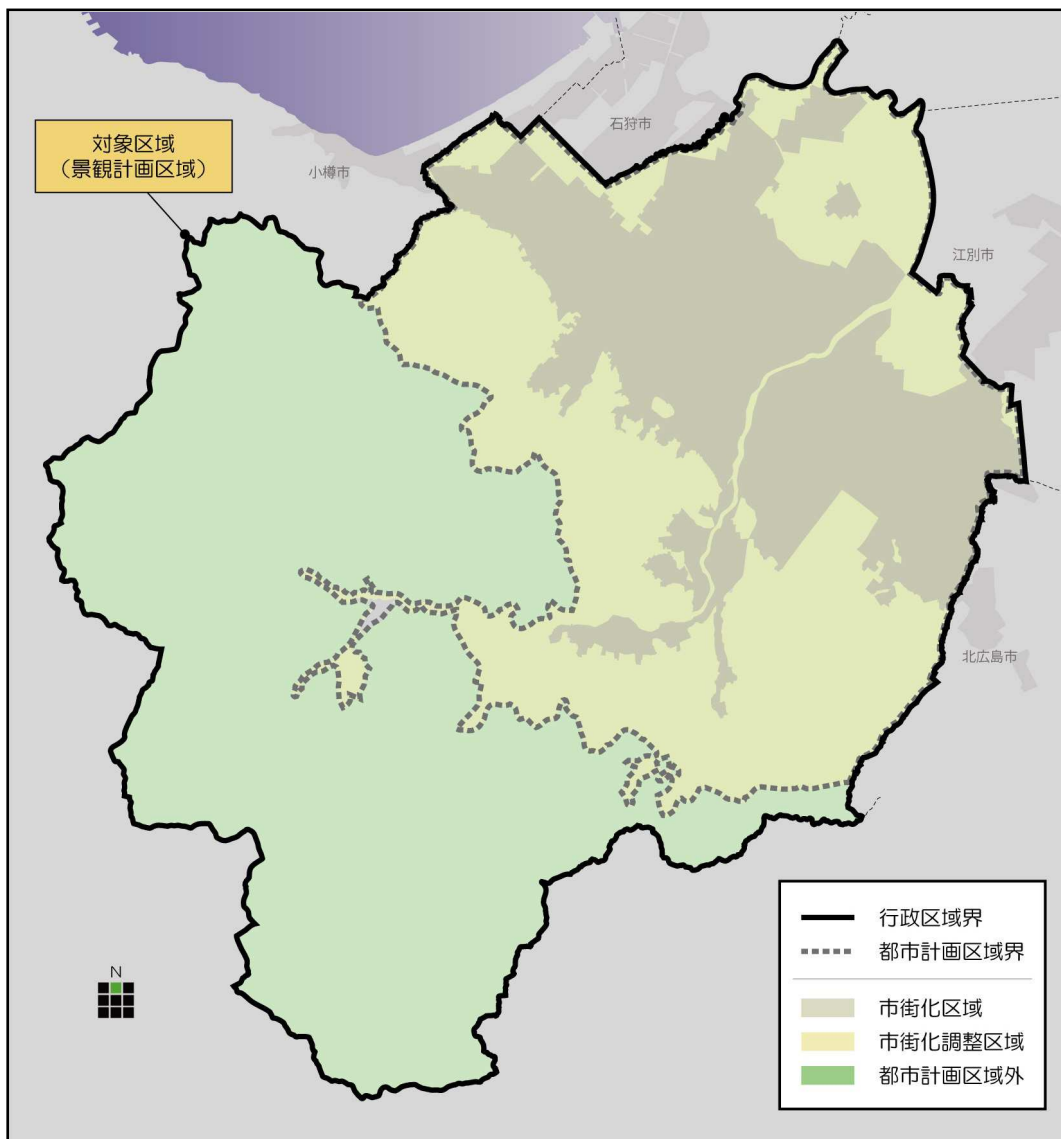
(2) 計画期間

長期的な視点をもって定める指針として、また、都市計画マスタープランとも整合を図り、平成 47 年（2035 年）までのおおむね 20 年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や関連計画等の変更などに応じ、計画期間内に将来展望に変化が生じた場合には、計画を適宜見直すものとします。

(3) 対象区域

札幌市の行政区域全域とします（景観法第 8 条第 2 項第 1 号の規定による景観計画区域）。



計画の対象区域

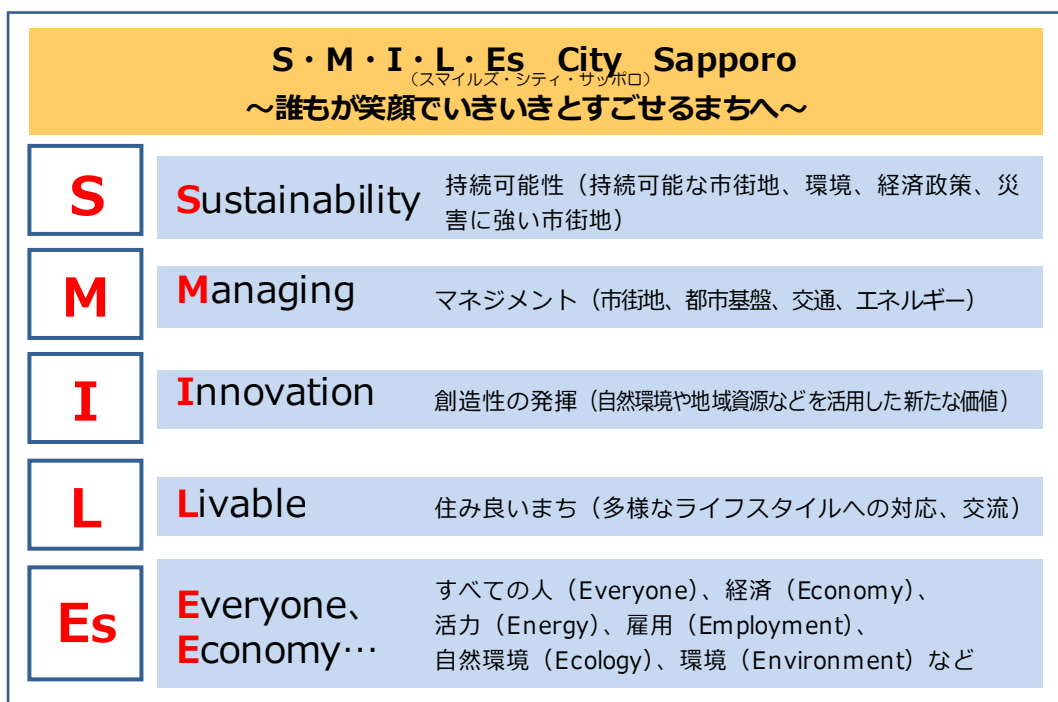
(4) 都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念等

1 - 2で示したとおり、この計画のうち都市計画区域についての内容は、都市計画マスタープランに適合するものとして定める必要があります。

都市計画マスタープランでは、都市づくりの理念や基本目標、市街地等の区分として以下を示しています。

また、都市再生特別措置法の規定により都市計画マスタープランの一部とみなすとされている札幌市立地適正化計画では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を示しています。

【都市づくりの理念】



【都市づくりの基本目標】

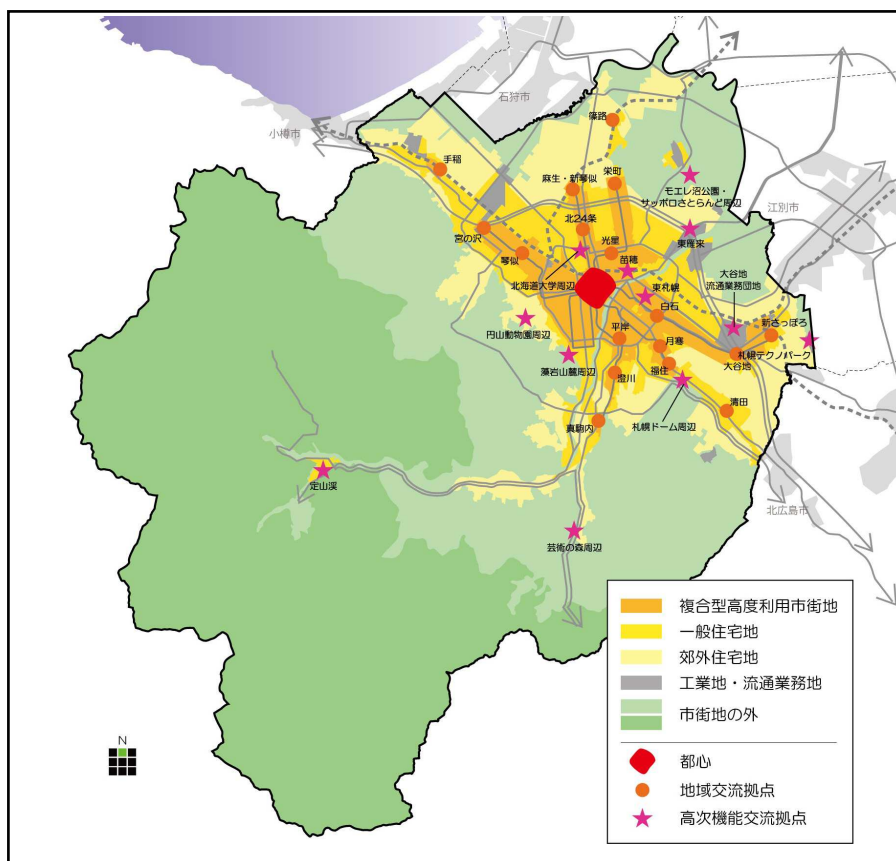
(都市づくり全体)

- 高次な都市機能や活発な経済活動により、都市の魅力と活力を創出し、道内をはじめ国内外とつながり北海道をリードする世界都市
- 超高齢社会を見据え、地下鉄駅の周辺などに、居住機能と生活を支える多様な都市機能を集積することで、円滑な移動や都市サービスを楽しむことができる**コンパクトな都市**
- 自然と調和したゆとりある郊外での暮らしや利便性の高い都心・拠点での暮らしが選択できるなど、住まいの多様性が確保された**札幌らしいライフスタイルが実現できる都市**
- 公共交通を基軸としたまちづくりの推進や、新たなエネルギーネットワークの構築などによる**低炭素都市**
- 都市基盤が効率的に維持・保全され、都市活動が災害時にも継続できる**安全・安心な都市**

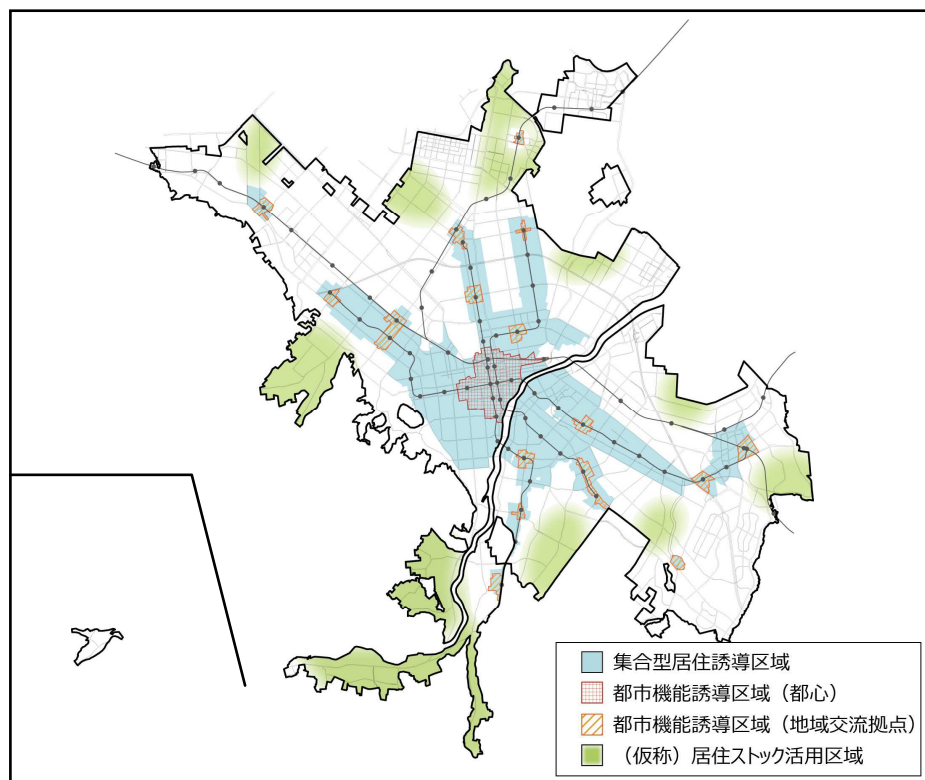
(身近な地域)

- 多様な協働による地域の取組が連鎖する都市

【都市計画マスタープランにおける市街地等の区分】



【札幌市立地適正化計画における各区域の範囲】



1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題

(1) 自主景観施策の経緯・現状

① 自主条例制定前の施策展開 ～札幌市都市景観要綱～

札幌の景観施策は、昭和56年(1981年)に「札幌市都市景観委員会」を設置したことに始まります。同年に、当委員会から景観施策の基本的考え方をまとめた提言を受け、昭和58年(1983年)に「札幌市都市景観賞」を創設、また、昭和63年(1988年)に「札幌市都市景観要綱」を定めました。

この要綱に基づき、以下のとおり都心部において都市景観形成地区を指定し、地区内の建築行為等の届出・協議を始めました。

昭和63年(1988年)	大通地区都市景観形成地区の指定
平成4年(1992年)	札幌駅前通北街区地区都市景観形成地区の指定

② 自主条例に基づく施策展開 ～札幌市都市景観基本計画、札幌市都市景観条例(旧)～

平成9年(1997年)、都市景観の形成に関する基本的な方針を明らかにした「札幌市都市景観基本計画」を策定し、平成10年(1998年)にはこの基本計画を支える自主条例として「札幌市都市景観条例」を制定しました。

この条例に基づき、市内全域で大規模建築物等の届出・協議を開始するなど、以下のような取組を展開してきました。

平成10年(1998年)	札幌市都市景観審議会の設置
平成12年(2000年)～	大規模建築物等の届出・協議
平成13年(2001年)～	都市景観重要建築物等の指定

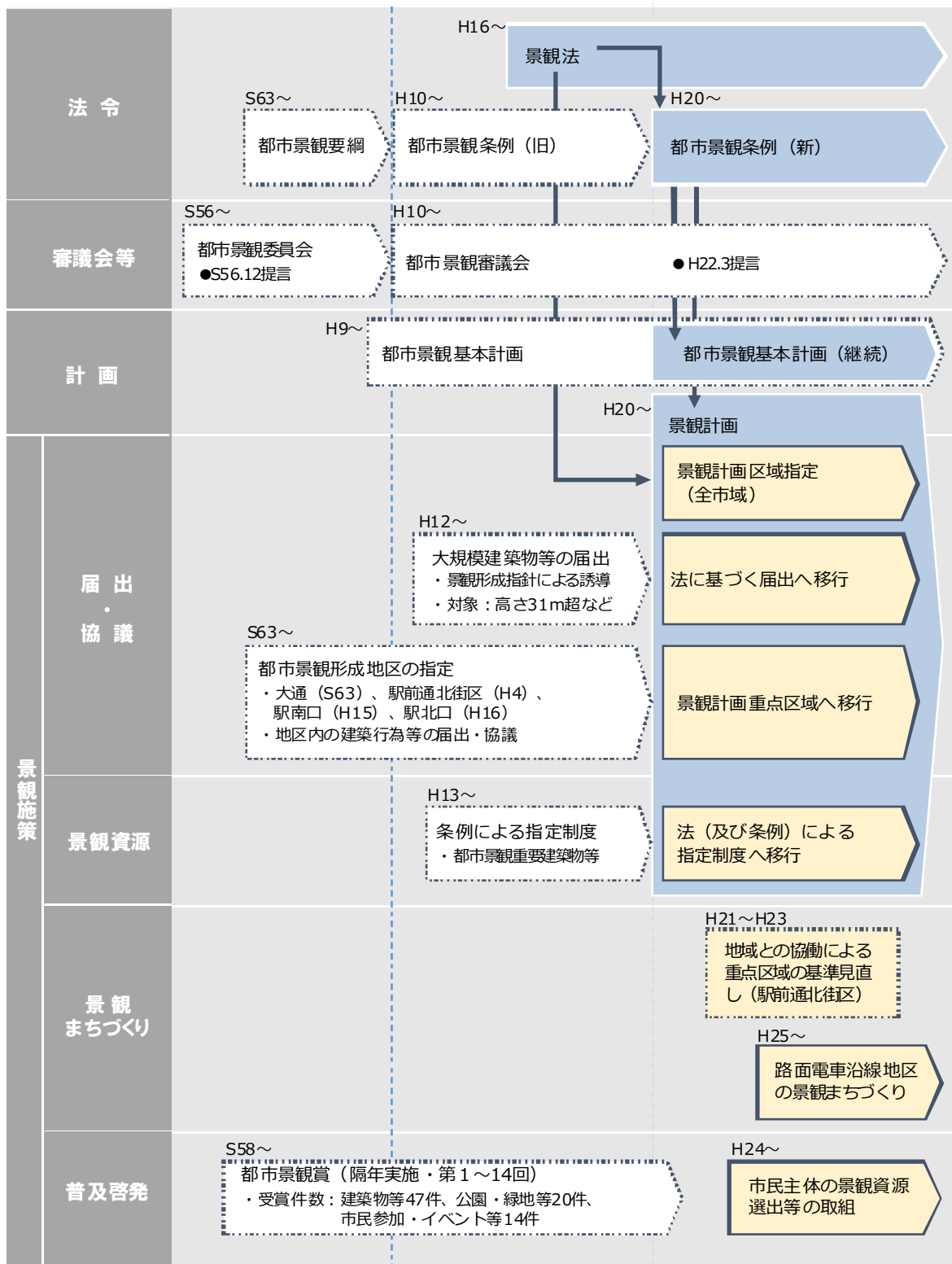
③ 法に基づく施策展開 ～札幌市景観計画、札幌市都市景観条例(新)～

平成16年(2004年)、これまで各自治体が自主条例等で展開してきた景観施策の根拠となる景観法が制定されました。

この景観法を受け、これまで展開してきた景観施策の実効性を高めるため、平成20年(2008年)に「札幌市都市景観条例」を全部改正するとともに、法に基づく「札幌市景観計画」を新たに策定し、以下の取組を進めてきました。

平成20年(2008年)～	法に基づく大規模建築物等の届出・協議 (旧条例の届出からの移行)
平成20年(2008年)～	法及び条例に基づく景観重要建築物等の指定 (旧条例の都市景観重要建築物等からの移行)
平成22年(2010年)～	札幌市都市景観審議会からの提言をきっかけとした地域ごとの景観まちづくりの展開
平成24年(2012年)～	市民主体の景観資源選出等の取組 (札幌市都市景観賞の見直しによる試行的取組)

札幌市における景観施策の経緯



自主条例
制定前の施策

自主条例に
基づく施策

法に基づく施策

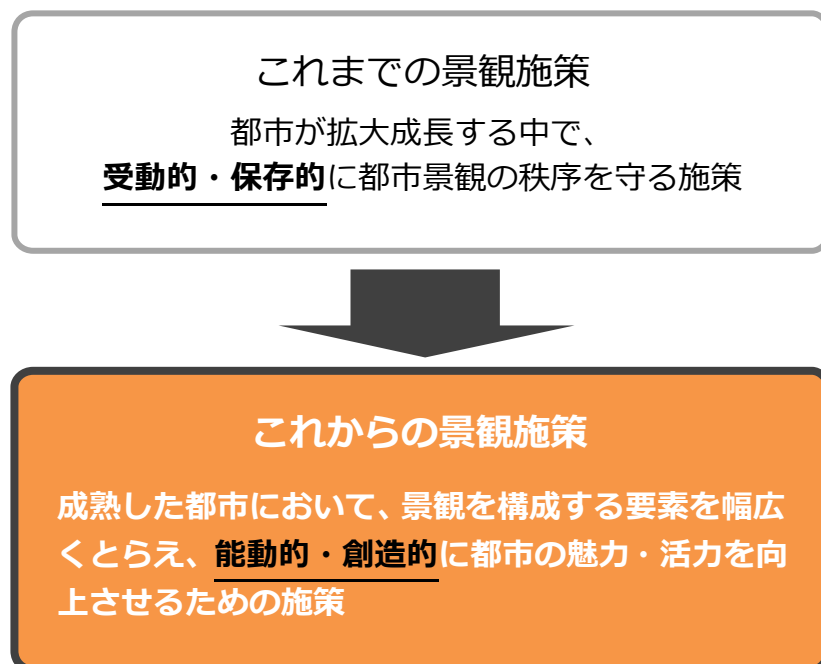
(2) これからの景観施策の主要課題

(1)で整理したように、これまで札幌市では多様な景観施策を展開してきましたが、その取組は、大規模建築物等の届出・協議や歴史的建築物の景観重要建造物への指定など、都市が拡大成長する中で受動的・保存的に都市景観の秩序を守る施策が中心であったといえます。

しかしながら、今後は、人口減少・超高齢社会の到来、地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化など、札幌を取り巻く状況が大きく変化していくと見込まれており、都市の変化もこれまでのような新たな市街地の開発ではなく、個別の建物や街区単位での段階的な更新が主体となると考えられます。こうした状況において景観の魅力を高めるためには、これまで築かれてきた生活・文化を踏まえ、地域の人とともに取り組んでいくことが不可欠となります。

また、平成38年(2026年)冬季オリンピックの招致表明や、平成42年度(2030年度)の北海道新幹線の札幌開業を受け、今後札幌には国内外からの注目が集まり、人の往来もますます活発になっていくと予想されることから、札幌の魅力を向上し、発信していく必要性は一層高まっています。

そのため、これからの景観施策では、気候、地形、植生などの「自然」や、街並み、道路などの「都市」といった要素はもとより、歴史、文化、産業といった「人(暮らし)」の要素も含めて幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策へと転換していくことが大きな課題です。



1-5 計画の構成

